

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 15

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

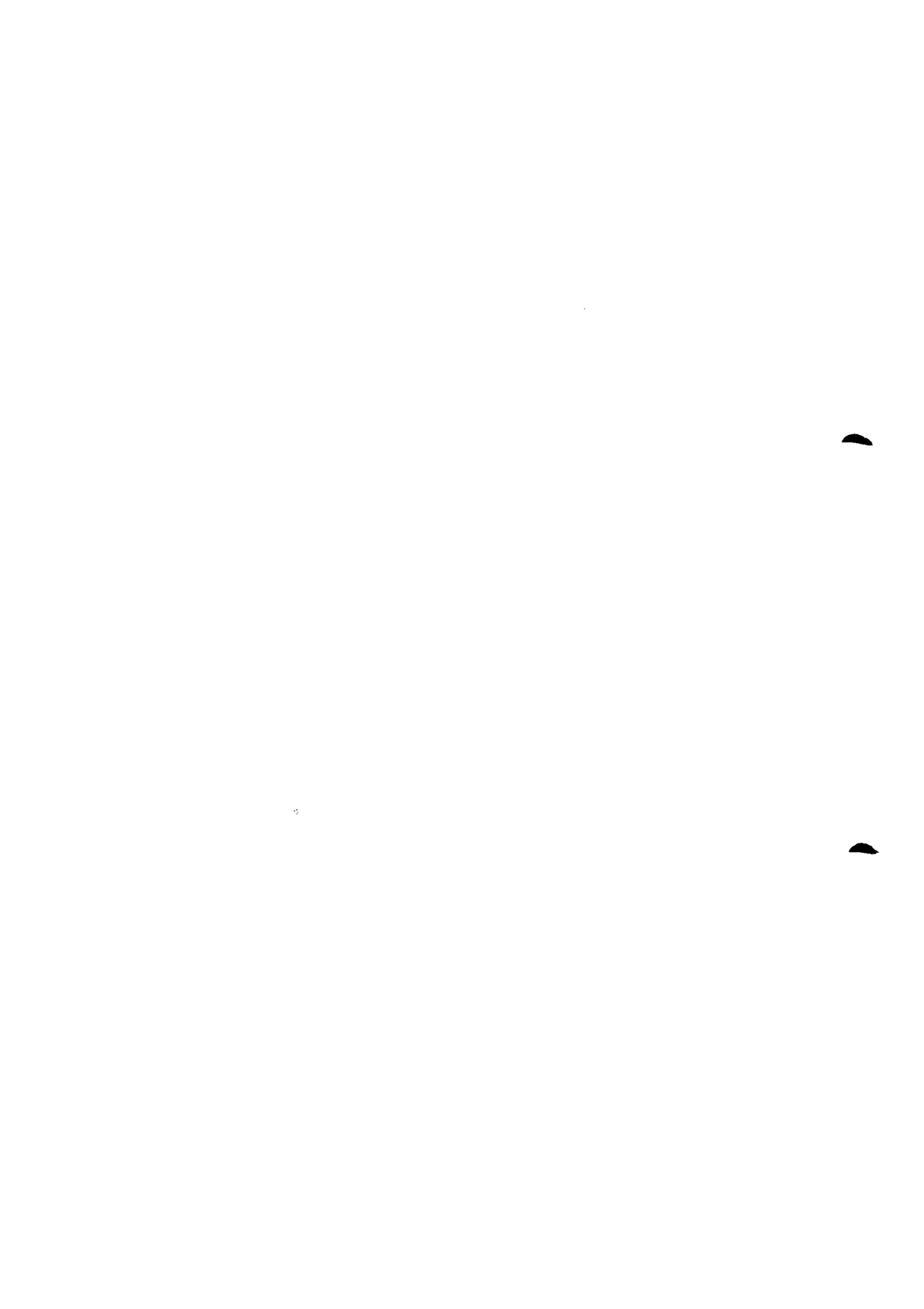
TEL. (代) 254-7033

55.11 発行



も く じ

I	中央審査会の動き	1
II	地方審査会の動き	4
III	地方審査会委員，理事長，理事，評議員の異動	5
IV	漁場油濁被害救済基金制度の今後の課題（来住史郎）	7
V	のり養殖と油濁（関達哉）	14
VI	海士衆と磯人たち（吉木武一）	17
VII	防除清掃に係る申請手続き例	20
VIII	昭和54年度月別油濁被害額一覧表	27



中央審査会の動き

1. 昭和55年度第3回中央審査会

昭和55年9月11日第3回中央審査会が開催され、鹿児島県奄美大島地区等8件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。

今回上程された案件は防除清掃を伴う漁業被害1件と防除清掃のみのもので7件であった。

漁業被害については大分県津久見市地区でのまき網漁業等の漁獲物を蓄養する網生簀の油汚染による被害で、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点について指摘および審議検討された結果別表（その1）のとおり認定された。

(1) オイルボールの回収を機械化するよう研究されたい。(2) 休漁期間を設定する場合出漁率を考慮する必要がある。(3) 蓄養物の移転と酸欠防止の曝気のコストは防除清掃費か漁業被害か（今後の専門委員会の検討課題とする）。

2. 昭和55年度第4回中央審査会

昭和55年10月15日第4回中央審査会が開催された。今回上程された案件は沖縄県本島東海岸地区1件のみであったが、被害額が大きく、その救済を急ぐ必要があり開催された。

本件は大量の廃油ボールが本島東海岸一帯に漂着したため延3,450人が出動して炎天下のもと防除清掃作業が行われた。漁業被害については、幸いモズク養殖が漁期を終えており、また台風に向けて定置網等の敷設漁具のほとんどが陸揚げされてい

油濁基金だより

たことなどからます網3ヶ統が被油したにとどまった。

本件については、地方審査会を開催し、その検討を経て上程され、会議では次のような問題点について指摘および審議検討された結果別表（その2）のとおり認定された。

- (1) 磯根の生物への被害の有無（間接的被害はあるであろうが、直接的被害として判定は困難であった。）(2) 替網を準備していない理由（当業者の資金力の関係である）。(3) 休漁期間の設定の仕方等

〔その1〕 昭和55年度第3回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容
鹿児島県 奄美大島地区	55. 4. 14～15	船 舶	宇検、大和村 海岸一帯	宇検村漁協 大和村漁協	防除・清掃
“ 種子島地区	6. 4	“	中種子町 海岸一帯	中種子町漁協	“
沖縄県 宮古島地区	6. 11	不 明	宮古島東海岸 米間島海岸一帯	平良市漁協	“
鹿児島県 奄美大島地区	6. 11	“	名瀬市有良海岸	名瀬漁協	“
青森県 津軽半島地区	6. 20	“	小泊村地先 海岸一帯	小泊漁協	“
大分県 津久見市地区	6. 26	船 舶	津久見湾	津久見市漁協	まき網漁業の被害
鹿児島県 屋久島地区	7. 7	不 明	屋久町漁協 地先海岸	上屋久町漁協 屋久町漁協	防除・清掃
“ 根占地区	8. 1	“	根占町山本大浜 地先海岸	根占町漁協	“
計					漁業被害1件 防除清掃8件(1)

〔その2〕 昭和55年度第4回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容
沖縄県 本島東海岸地区	55. 7. 21	不 明	金武湾、中城湾 の海上、海岸一帯	国頭漁協、沖縄市漁協 与那城漁協、知念村漁協	防除清掃 ます網漁業の被害
				勝連漁協、糸満漁協 南原漁協	
55年度累計					漁業被害3件 防除清掃18件(2)

以上の質疑応答ののち、地方審査会の要望事項である酷暑下の作業に対する賃金アップの件について意見の応酬がなされ、結局、今回の作業は1時間当たり100円アップのただし書き条項（油濁基金だよりNo.14 P.16参照）に相当する作業と思われるが客観的な資料が未整理なこと、地方審査会報告も申請も基準単価で行なわれていること等から、今回は認定案通り（基準単価）とし、今後は適切に対応できるよう事務局においてただし書きの運用について検討を深めることとなった。

申 請		認 定		備 考
漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
— 円	4,075,230 円	— 円	4,075,230 円	
—	3,666,580	—	3,666,580	
—	1,983,000	—	1,983,000	
—	352,950	—	352,950	
—	758,900	—	758,900	
3,877,596	561,069	3,802,346	561,069	重複労賃 △ 75,250 円
—	1,833,585	—	1,833,585	
—	504,450	—	504,450	
3,877,596	13,735,764	3,802,346	13,735,764	() は漁業被害を伴うもので内数である。

申 請		認 定		備 考
漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
1,208,514	17,449,261	1,208,514	17,449,261	
7,828,663	42,612,154	7,753,413	42,612,154	() は漁業被害を伴うもので内数である。

地方審査会の動き

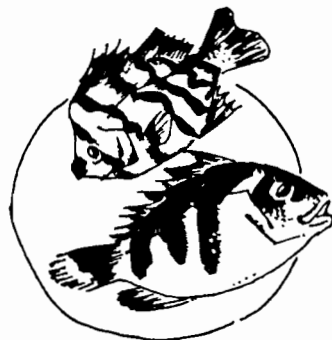
本年度になり6月に大分県津久見湾で、7月には沖縄県本島東海岸に油濁被害が発生し、それぞれ地方審査会が開催され、その審議結果が中央審査会に報告された。

(1) 大分県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年8月22日	昭和55年6月26日津久見湾に油が流入、敷設中のイワシ蓄養生簀網に被害を与えた。 組合では関係機関に通報し、合同で調査の結果、一部施設の廃棄、まき網の休漁被害が判明した。 被害区分：生産物の廃棄、養殖施設の被害、休漁被害、防除清掃

(2) 沖縄県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和55年9月5日	昭和55年7月21日沖縄本島国頭村から知念村に至る東海岸に大量のオイルボールが漂着、関係漁協では県漁連を中心に関係機関に通報するとともに現地調査の結果、小型定置網の被害が判明又大規模な清掃作業が行なわれた。 被害区分：漁具の被害、休漁被害、防除清掃
第2回 昭和55年9月25日	



地方審査会委員の一部変更

設置 県	新		旧	
	氏 名	所属役職名	氏 名	所属役職名
青森	日下部 慰智郎	水産部 参事	飯田 実	水産部 漁政課長
静岡	金井 昇三	東亜燃料工場(株) 清水工場取締役工場長	勝谷 時雄	同 左
三重	永井 博	県浜島水試場長	水野 実	同 左
愛媛	三宅 坦	丸善石油KK松山 製油所・環境安全室長	竹之内 守	丸善石油KK 松山製油所長
香川	福田 勝	県水試場長	野網 健三	同 左
大分	神田 晋作	県水試場長	山内 正一	同 左
	奈須伸一郎	県環境部 公害規制課長	藤井 康長	同 左
沖縄	野島 武盛	沖縄電力(株)専務	久手堅 憲次	同 左
	前徳 満雄	沖縄石油精製(株) 環境安全室長	新垣 恒一	同 左

理事長・理事及び評議員の一部変更

昭和55年8月5日開催の本年度第一回の理事会及び評議員会において、理事長、理事及び評議員の一部が次のとおり変更された。

理事長

(新)

宮原九一

(旧)

及川孝平

事由：及川孝平理事長の辞任に伴う変更

理事

(新)	(旧)
米津貞義	及川孝平
奥原時義	古藤利久三

事由：及川孝平理事長、古藤利久三理事の辞任に伴う変更

評議員

(新)	(旧)
高田四郎	近藤鎮雄

事由：(社)日本船主協会法規専門委員長の人事移動による変更

(新)	(旧)
成田寿治	古沢長衛

事由：(社)石油連盟環境委員長の人事移動による変更



昭和55年7月 沖縄県勝連

漁場油濁被害救済基金制度の今後の課題

き し
来 住 史 郎

はじめに。

昭和50年3月、漁場油濁被害救済基金が発足し、本年で5年が経過した。筆者は、同制度の検討段階より船主協会、経団連の場に於ける審議に参画、昭和52年以降拠出者側選出の中央審査会委員として、廃油ボール等、原因者不明漁場油濁被害の審査に関与し、今日に至っておりますが、最近の我が国近海における油汚染はますます増加傾向にあり、このままでは、白砂青松の日本の海岸線は、黒砂枯松の海岸に変化し、単に漁場油濁の問題に止まらず、国連人間環境会議で標榜された、“ONLY ONE EARTH”の大きな標榜どころか“ONLY ONE JAPAN”の標榜をかかげて、日本全体の廃油公害、環境維持に努めるべき時であろう。

本基金の審査に関与し、現地を調査して、本基金が、多くの漁業者の方に嬉ばれ、感謝されている基金であり、民間諸団体が他の類似の目的に拠出させられている資金の中で、最も意義ある基金であることを実感として知り得た。

しかし乍ら、原因者不明油濁被害の現状、及び将来を考える場合、現行システムには多くの矛盾、公正を欠く問題をはらんでおり、かつ、拠出者側の十分なコンセンサスは得ていない。したがって、現行の三省事務次官確認事項としての暫定的な漁場油濁被害救済基金システムを、費用負担のあり方、基金の徴収方法等を再検討し、早急に法制化を図る時期と考え、下記に筆者の私見を述べさせて載きたい。

(1) 基金の費用負担のあり方。

現行、原因者不明漁場油濁被害救済基金は、昭和50年3月発足当時の2年間の暫定措置期間経過後、法制化を図るべく検討されたが、種々困難な問題があり、法制化は今後の課題として、農林、通産、運輸三省の事務次官了解事項として救済事業に要する費用については、①(防除費)事業者負担 $\frac{1}{2}$ 、公費 $\frac{1}{2}$ (国 $\frac{1}{4}$ 、県 $\frac{1}{4}$)

②（救済金）全額事業者負担，③（運営費）全額国の負担で引続き救済を行うことになった。（事業者の負担割合は，農林 4,125 %，通産 37,500 %，運輸 58,375 %）。

この負担方法として，中央公害対策審議会費用負担部会の「公害に関する費用負担の今後のあり方についての答申」，学者グループによる，物的被害救済に係る費用負担検討委員会の「物的被害救済に係る費用負担について」，等の意見が出された。

その内容は，①，汚染物質に着目して，賦課する方法，すなわち，油による直接的汚染者のほかに，油の利用に係る消費過程において，間接的に汚染に関与している間接汚染者にコストを転嫁して負担させる方法。②，汚染原因者となる可能性のあるものにあらかじめ資金を拠出させる方法，等が答申されたが，一番安易な後者の方法が採用され今日に至っている。

しかし，この汚染者となる可能性のあるグループに資金を今後も拠出させ，また，将来課徴金制度として強制施行するとなれば，救済目的が，原因者不明である犯罪行為に起因する汚染であるが故に，犯罪者でない多くの事業者を可能性のある集団と見做すことは，とうてい拠出者が納得して拠出を続けられる方法でないことは，前記学者グループ委員会の答申にも指摘されている。（注1）

法制化を図るためには，公正であると拠出者が納得出来る制度でなければならない。拠出額の一番多い運輸（58,375%）に例を取れば，日本の油の輸入量の50%は外国船が運搬している。しかるに，基金の拠出は日本船のみが対象となっていること。また，昭和54年度海上保安庁編による“海上保安白書”によれば，3000総トン以上の大型船の汚染件数175件の内，外国船舶によるものが144件（82%）の高率を占めていること。この事実は，82%発生率の外国船犯罪行為の尻拭いを日本船舶のみが負担している不公正さを証明している。

現在，沖縄諸島を初めとし，伊豆七島周辺の黒潮海流に沿った諸島は，近年廃油ボールの漂着が増加し，海岸線を汚染，磯建網，流し刺網等にまで被害が続発している。これら被害の多くは，台湾沖のタンカーからのスラッジ不法投棄に起因しているのではないかと考える。

台湾は世界有数の船舶スクラップ市場であり，タンカー不況の今日，世界各国から老令船タンカーが台湾に売られ，スクラップ化されており，スクラップ化に当り，

ガスフリー（油艙に充満するガスの放出）を行う際に生ずる大量の廃油，スラッジは，台湾に於ては，日本の様に廃油処理施設が完備されておらず，海洋投棄が行われているのが実態である。これら大量のスラッジは黒潮に乗って日本に漂着していると考えられる。

現行の日本「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下海洋汚染防止法という）は，世界的にも日本船に対しては厳しい法律である。

すなわち，ビルジ排出防止装置として，漏油防止装置，又は油水分離装置，ビルジ貯蔵装置の設置が義務付けられ，かつ，事故発生にそなえて，油処理剤，オイルフェンスの配備，また世界に類のない油回収船の配備義務まで課せられている。しかし外国船に対しては，日本領海を一步出れば海上保安庁として処罰することは出来ず，また日本船には義務付けられている油濁防止管理者選任義務（第6条）油濁防止規定（第7条）も外国船には適用除外となっている。

この様な法律上の，不公正な事実を無視して，陸上の地域的に限定出来る公害健康被害補償法制度，また日本国内自動車のみ限定出来る自動車損害賠償保障法制度を参考として，船舶の特質，すなわち，工場，事務所のように地域に定着せず，かつ，国籍も，法知識も異なる外国船によって最も多く発生している公害犯罪を，単純に日本船舶および事業者に抛出させる割切り方に問題がある。

（注1）昭和50年12月5日物的被害救済に係る費用負担等検討委員会「物的被害救済に係る費用負担等について」四頁～同種の事業活動を営む者又は同一の原因となる物質を取り扱う者について，これらの者が汚染の結果と何らかの社会的関連性をもつという理由付けにより，これらの者から一定の資金を抛出させたり，あるいは関連団体からの寄付金をおいで，被害者の救済を行う方法が考えられる。しかし，この場合に，これらの資金の抛出者が被害の発生との間にもつといわれる社会的関連性とは何か，等について理論上不明確な点が多く，抛出者の納得を得るのがむずかしい。

(2) 基金の徴収方法。

基金の徴収方法としては、「物」に着目して油の輸入段階で関税としてとらえ、流通コストを通じて油に関連する一連の事業者から油の取引量に応じて負担させる方法。原重油関税のかからない保税油を燃料として使用する外国船に対しては、とん税の賦課金として徴収する方法等も審議段階に於て検討されている。

しかし前者の場合、汚染に全く関係のない者にまで漁場救済基金を負担させることは、日本のすべての公害を含めた救済基金であればともかく、国民の合意は得られないであろう。

後者の場合についても、油の不法投棄船舶は、日本入港船舶に限らない場合が多く、また、とん税自体もともと固定資産税免除の見返りとして発足し、港湾施設維持管理を目的として、外国貿易船の運航者に課せられるのであり、かつ、内航船舶は除外されている。

従って、とん税を徴収方法として利用することは、目的、並びに負担公平原則に反することになる。

現行の関係団体、事業者からの基金拠出の要請を続けることには、私法上の漁業者に対する損害賠償責任という、民事法上の問題と、原因者不明の油による犯罪行為の被害救済である行政法上の問題を混同していることに、法的にも施行上矛盾があると考える。

原因者不明油濁被害救済基金の徴収方法として、最も公正妥当であり、外国船舶に対しても徴収出来る方法としては、油排出等海洋汚染防止法違反者に対する罰金を、諸外国の罰金額水準に大巾に引き上げ、増加分を何らかの方法で特別会計として基金に繰入れることは出来ないであろうか。

すなわち、行政法上の問題は行政罰として犯罪者より資金を徴収することが最良の手段と考える。

日本の海洋汚染防止法油排出による最高の罰金は、わずか30万円である。恐らく世界有数の安い罰金であろう。これでは排出油、スラッジを、排油処理船を利用して陸上処理施設まで運送するには数百万の費用を要する場合、不心得者の船主は、夜蔭に乗じて投棄しようとする悪意が生ずるのを防止出来ないであろう。油の不法投棄と

いう行為には最底 500万～1,000万円の罰金を科し、違反行為はとても引き合わないとする意識を持たせなければ、原因者不明の油排出犯罪は減少しないのではなからうか。日本の公害犯罪の罰金はあまりにも低いことは、藤木英雄東大教授も指摘されている。(註2)

日本の油排出違反罰金と、主要外国の罰金を比較すれば下記の通り。

(日本)

① 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律。

船舶からの油の排出禁止 懲役6月以下，罰金30万円以下(55条1項)

大量の油の排出不通報 罰金20万円以下(57条)

② 水質汚濁防止法

特定事業場からの排出基準違反 懲役6月以下，罰金30万円以下(31条1項)

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃油等，産業物投棄 懲役6月以下，罰金30万円以下(26条)

(アメリカ)

連邦水質汚染規制法(FEDERAL WATER POLLUTION CONTROL ACT)

{ (コーストガード) 油及び有害物質(299品目) 排出不通報 懲役1年罰金10,000ドル

(220万円)

イ(コーストガード) 油及び有害物質(299品目) 排出違反 罰金10,000ドル(220万円)

ロ(米国環境保護庁) " " 排出違反 " 50,000ドル(1,100万円)

{ (") 故意排出 罰金最高250,000ドル(5,500万円)

(イ，ロ，を併合して科す)

(イギリス)

1971年油濁防止法 s1-4, s2-4

連合王国水域の油の排出 即決裁判 罰金50,000ポンド以下(2,560万円)

" 正式裁判 無制限

(韓国)

1977年12月1日施行 海洋汚染防止法

油排出違反 罰金最高2,000万ウォン(800万円)

以上の通り、日本の公害罰則は他国と比較にならない金額である。隣国の韓国に於てすら日本の罰金の27倍の罰金が科せられている。したがって、韓国の造船所に入渠するタンカーは、韓国領海を離れた日本海で、廃油、スラッジを不法投棄する

ことも考えられ、本年3月壱岐、対馬に漂着した原因者不明の大量の排油は、これら行為とも推察される。

日本は台湾からの黒潮海流、韓国からの対馬海流にはさまれ、隣国の排油吹溜りの国になる恐れすらある。日本の排油投棄による罰則が、罰金として科せられた場合、その金額は全額国庫に入って別途基金に繰入れることが困難とすれば、上記アメリカの様に、コーストガード（日本海上保安庁に当る）に支払う罰金と、環境保護庁に対する罰金が、一事故に対し必ず併合して科せられることを参考にして、日本の海洋汚染防止法違反罰金と、別途に、水産資源保全課徴金等の名目で併合高額な賦課金を課し、基金に繰入れる方法が取れるなれば最良の方法と考える。

1983年頃発効が予想される、新海洋法条約は、日本も早期批准すると思われるが、同条約案には「旗国の法令のもとで定められる自国の船舶に関する罰則は違反発生
の場所の如何を向はず、厳格さにおいて違反を思い止めさせるに十分なものでな
ければならない」（海洋法条約案 217条 8項）また、「領海を越えて外国船舶が行う
違反については金銭上の罰則以外これを課してはならない」（条約案 230条）と規定
されており、現行日本の罰金額では、外国船をして違反を思い止めさせるどころ
か、日本は、外国船違反の逃避国となる恐れがあるので、当然改訂の必要が生ずる
と考えられる。

従って、この際、現行以上に海上保安庁の取締り、監視を強化すると共に、罰金額の引き上げ、それに併合して基金負担金を賦課することが、犯罪を減少させ、かつ、現在の不十分な救済基金財源を豊富にし、漁業者に満足される救済金を支給出来ると考える。

（註2）公害犯罪 藤木英雄著 東京大学出版会 159頁「公害犯罪を犯した法人に対する罰金も、違法なタレ流しなどがとうてい引き合わないと認識されるだけの高い金額にし、さらに摘発も徹底的に行う必要がある。その意味で、いまの公害罪法の罰金は低すぎると言わねばならないであろう。

(3) 国家として総合一元的な基金設定の必要性。

日本の公害に対する考え方は、昭和45年多くの公害法が制定され、従来の公害対策基本法に規定されていた「経済の健全な発展と調和」という文言は削除されたが、同法第2条に「公害とは、事業活動、その他の人の活動によって生ずる大気の汚染、水質汚染……略……によって人の健康又は生活環境に被害が生ずることを云う」、と規定され、公害を日本は、人間を中心とした「被害」としてとらえている。

これは、日本の多くの住民側の公害訴訟が、環境破壊問題から離れて、住民の受忍限度論を尺度として判断されている様に、環境権に対する認識は外国に比し低い。この様な考え方は、原因者不明漁場油濁救済制度にも存在すると考える。

本年7月26日頃、沖縄東岸一帯に大量に漂着した廃油汚染損害の現地調査に参った際、連日40度近い猛暑の中、広い砂浜から廃油ボールを人海作戦で清掃作業を行っている漁業者の方々を見て、廃油不法投棄タンカーに対する憤りと、漁業者の漁場復旧のための清掃作業とはいえ、美しい沖縄の砂浜を、国民全体としての公共財産である自然環境に対する汚染の清掃作業であるにもかかわらず、漁業者の手を借りて行はねばならぬ現行制度。また、沖縄周辺の漁場でない島の砂浜は何ら清掃する必要も、手段も、財源も無いのかという矛盾を感じた。

本基金の防除費の支弁に関する費用は、国からの補助金4分の1、関係都道府県からの負担分4分の1（拠出団体は2分の1）が国と地方自治体から補助金として支出されていることは、国としての行政上の責任を認識されてのことと思うが、無人島も含めた日本海洋環境保護は、自然環境保全法に規定する保全事業として、清掃作業は出来ないものだろうか。

今日、沖縄諸島、伊豆七島周辺の海洋汚染は、昭和54年度、漁場油濁救済基金支出合計件数80件の内51件の多きに達している。この現状は、日本の水産資源の減少、また、日本の誇るべき透明な青い海、サンゴ礁の島々の環境破壊に発展し、その対策は、漁業者の被害を越えた日本の環境、公益保護の問題である。

現在は単に自然の破壊であって、日本の公害法にいう人間の被害に至っていないと、将来は人の被害に波及する問題となる可能性を含んでいる。

先に述べた、新海洋法条約236条に於ても、「各国は海洋環境の保護、保全に関

する国際的義務を履行する責任がある。そして自国に起因するものについては賠償の責を負う」と規定されている。従って、現在の基金は、もっと大局的に日本の環境保全、水産資源保護の国家基金として発展検討すべき問題であろう。

参考迄にアメリカの場合を見るに、従来連邦、各州が独自に制定していた水質改善関係法律を一元的に統合、連邦、各州、類似の基金を一本化し、2億ドルの基金に増額、違反者よりの罰金、輸入油、国内油に対する賦課金を回転基金の財源として、油、有害物質の防除清掃、被害者補償、自然環境の保全に充当している。

日本の場合、アメリカの様な一元的な制度は、法制、環境、公害に対する考え方の相異もあり、仲々実現困難な問題と予想されるが、ONLY ONE JAPAN の保全政策として根本的に体制を見直し、立法化を図るべきときと考える。

(中央漁場油濁被害等認定審査会委員)

のり養殖と油濁

関 達哉

昭和55年度のノリ養殖も、冷蔵種網の入庫が始まる時期に入りましたが、今年こそは油濁被害も無く、大過なく漁期が過ぎればと願う比頃であります。

昨年度は、種網作製の大事な時期に、台風20号で潰滅的な被害を受け、文字どおり一からやりなおしをして、漸く生産体制に入った段階のところに、船橋地区で油被害が発生し、種網の確保から再々生産の体制をとるまでに大変な苦勞をした年でありました。

改めて、漁場へ流入する前の処理対策と、再生産をスムーズにはかるための、冷蔵種網の必要性を認識させられました。さて、ノリ養殖も全国的な生産の増大から、品質性が強く要求されるようになり、経営的にも高品質のノリを製造し、平均単価のアップをはからなければ成り立たない状況に来ております。従って、これからのノリ養殖は、漁期を通して、品質性の高い製品を、いかに安定して、生産していくかを、これまで以上に要求されてくると判断されます。

これ等を実現していくためには、まず養成工程と製造工程に分け、夫々が品質向上をはかるための問題整理が必要であると考えます。この中基本的な養成工程につ

いては、原材料である優秀な種網と、これを良い原藻に養成していくための管理の組合わせが、ポイントになり、また、品質性を維持していくためにはより計画的な種網交換が必要になります。

この管理の組合わせには、漁場の場所毎の品質特性を明らかにしていくことが肝要であり、より計画的な種網交換には、共販資料等から品質構成を情報化し、全体的な品質低下であれば、一斉網交換を、部分的であれば、部分網交換の判断が必要であると考えます。

これらは、品質向上をはかるための管理工程になりますが、集団漁場管理の中に、いかにして組み込んでいくかが、今後の課題になってくるものと考えております。

この様な観点から、千葉県下では、漁場の場所毎の生産、品質特性の調査と、品質構成の情報化の検討を進めてきましたが、品質構成情報については、本年度からテストランに入る予定にしております。

以上の様に、より品質性を考慮した養殖の体制を組み立てていかなければならない状況下では、油濁被害からの回避と、被害があったとしても、出来るだけ早い再生産の対策がより以上に必要になります。この原稿を書いている、机上には昨日水産課から送付されてきた、「昭和55年度のり漁場油濁監視等実施要領」が乗っておりますが、例年どおり10月15日から、海洋一帯の監視事業が始まろうとしております。本事業も昭和39年度から開始されましたので、本年度で17年目に入ろうとしていますが、飛行機による油類の監視と、発見した場合は監視船への連係、さらに監視船のす早い処理作業の展開等、関係者の努力によって、短時間で処理をしていく体制に実ってきていると判断をしております。しかし、昨年度の船橋地区の被害にみられるように、漁場と船舶の航路が近接しているところでは、漁場への流入が時間的に短かく、水際での処理が困難なケースが多いことから、さらに関係機関との連係が必要であると判断されます。本事業の本部である水産課を中心に関係機関との検討が行われる予定になっていることから、一つのネックが解消されてくると期待されております。

再生産用の冷蔵種網については、現状では生産者の手持の網から都合をしていく方式がとられていますが、採苗から育苗の結果によっては、過不足を来し、さらに生産対策や、より以上の品質向上をはかっていくためには、厳選した種網づくりが

要求され、必要最少限に限定して優秀な種網づくりが必要になります。このような事情から、種網バンクの構想を導き出し、被害対応の網を総括して確保し、生産者は生産に必要な種網を作製するといった方式を提起してきましたが、昨年度の手痛い事例から、種網バンクの試験にふみ切り、約90棚の試験棚で、1,000枚の種網を作製中であります。

この種網については、品種の選定から採苗育苗を通して、明確な履歴書をつくりあげ、生産者が納得して使用できる配慮をしておりますが、さらに施設当りの種網作製枚数を増加させていくために、9月下旬の採苗で10月下旬に冷蔵種網として入庫する分と、10月下旬に採苗して11月下旬に入庫していく、2つの方式の組合せを考慮しております。1回の採苗、育苗で棚当りの枚数を増加していくと、種網として質的な低下、或は健全度の低下を来しやすいことから、2回に分離し、棚当りの重ね枚数を減らして、質的な向上をねらったものであります。今後、被害等が発生すれば、供給体制をとり、さらに再生産の中で、芽のサイズ、芽の厚さ、薄さ等細部の検討を進める予定であります。

油濁の監視処理事業の効果的な運用によって、漁場に流入する前の水際で防除していくことが第1ですが、不幸にして流入し、被害を生じた場合は、現在の油濁被害救済制度の適用をお願いしながら、できるだけ早い生産回復をはかり、品質向上を目標としたノリ養殖体制に大きなえいきょうを及ぼすことなく経過できればというのが大きな願いであります。

(千葉県水産試験場のり養殖分場々長)

海士衆と磯人たち

吉 木 武 一

肥前では桃の節句のあえ物を「およごし」という。これは、長崎では、ゆで干大根、たにし、嫁菜をからし味噌で和えていたようであるが、平戸あたりでは、「干大根」と「せり」、「みな」を味噌和えにしたものであった。

長崎では、たにしは「田螺どの、愛宕まいりはどうですか」と童うたにもうたわれるほどポピュラーな貝であって、節句料理に欠かせぬものであったらしいが、平戸地方では、長崎の春のたにしに匹敵するものが磯の「みな」であった。

「台湾坊主」をやりすごしたら西海の浦浜にも磯の季節が訪れる。この地方では「徒（かち）」で磯物を獲りにいくことを「磯に行く」というが、磯人が「潮どき」の浅瀬を漁り歩くのが、この地方の春の風物詩であった。磯で獲られるものは、わかめ、ひじき、あおさ、もずく、うみぞうめんなどの海藻類ばかりでなく、みな、まがり、うになどの貝類も含まれていた。このうち、わかめ、ひじき、あおさは干物にされて、江戸時代からつづいている「早岐の茶市」で、お茶などの農産物と物々交換されていたが、その余りは自家用に供されていた。だから、肥前西海の浦浜では、「うにめし」なども、あながち「分限者の食物」ではなかったとおもう。

筆者は、ここ数年来、西海の島々で磯根漁業の調査を行っているが、その形態は「変りゆくもの」と「変らないもの」とが混り合っているようである。そして、西海の磯物獲りは「変らない」ものに属する。そこで、磯根漁業の「変らない姿」を事例的に紹介することにしよう。

五島列島の最北端に宇久島という小離島がある。この島は、戦前から南永洋捕鯨、以西底曳などへの「漁業やとわれ出稼者」を輩出させ、それが近年の遠洋トロール就労などにひき継がれている。西海の典型的な漁業労働力供給基地である。そのため、島内では漁船漁業の発展がみられず、釣延縄漁業と磯根漁業を組合せた漁業形態をとっている。島の漁業の中心は、なんといっても藩政期来の伝統的漁業である海士漁である。

宇久島の平（たいら）部落の海士衆は、腰ナワをつけて裸もぐりする伝統的漁法を今日まで継承している。獲物は、この潜水漁が「採鮑」といわれることから明かなように、あわびだけである。海藻やうにどころか、さざえも相手にせず、あわ

びばかりを獲りつづけて今日にいたっているのである。その漁法も、小舟に「分銅くり」と「ともねり」の二人の補助作業員をしたがえ、干満にかかわらず1日10数回、海に入り、冷えた体を舟の上で「たき火」をして暖めるというやり方であって、その働き様は漁期中「酒色を絶つ」ほどきついものである。

このように伝統固執的な平部落の海士衆も昭和の初めには「貝座」（問屋）に対して、たたかいを挑み、自ら鮑集組合という共販組織をつくって流通改革に成功し、以来、同組合が今日まであわびの共販主体になっている。この組合では、取扱うあわびの半分位を「明鮑」にして輸出している。その製法も「俵物」以来の伝統で炭火乾燥・天日干しの方法によっている。

が、宇久島のこのようなあわびの生産・流通形態には現在、大きなひずみが生じてきている。保温着の着用を認めないことが操業上の参入障壁となり、それが後継者確保の技術的難関となっている。そして、その資源保全効果も、機械潜水による盗漁の盛行で減殺されつつある。戦後でも二百人以上を数えた海士が30数人に激減し、それも高令化が進んでいる昨今では、横行する組織的盗漁に、なす術もない状態においてまれている。

たしかに保温着の着用を認めた捕浜では貝類の資源荒廃が進んでおり、その点で平の海士衆の処置は正しかったといえるけれども、その頑迷なまでの伝統固執主義が、より効果的な資源保全システムを構築するうえでの大きな障害をなしていることは否定できない。70歳をこえてもなお10数尋を潜るという老人の壮健な体力・気力には圧倒されるし、獲ったあわびの数が5万をこえたという自慢話にも頭が下るし、病床にあって「わしが生きている間は鮑集組合を解散させん」といってきかない元組合長の主張も筋が通っているし、マキで煮立てた「明鮑」の煮汁を「のんでみなっせ、精がつきますよ」とすすめる製造所のおばさん達の情にもほだされるのであるが、それにしても、このままでは宇久島の誇り高い海士漁がいつまでつづくものかと調査中危惧の念を禁じえなかった。

宇久島では、あわび以外の磯物は婦人達が獲っている。春の2,3潮が漁期で、口が開くと一齐に前浜に出て、わかめ、ひじき、うに、とこぶしなどを獲るのである。そして、磯物獲りは漁業部落ばかりでなく農業部落でも行われるため、全島の規模に及んでいる。獲った磯物のうち、共販されるのは干ひじきだけで、他はほとんど

自家消費されている。うにのような高価な物も換金すれば優に2千万円をこえると推定されるにもかかわらず、一部の個人販売以外は市場に出荷されることがない。

うには80～100グラム入りのびん詰にして、多い人で150本、少ない人でも3.40本は獲っている。生うにを塩物にするわけだが、食べる時期に合わせて塩加減をしたり、さざえやとこぶしをきざみこんだりしている。塩うには自家消費するよりも、「おくりもの」が多いという。本土に出ているこども達や親類縁者に「ふるさとの磯の香」を送りとどけるのである。そればかりか出郷者のつとめる会社の上司、同輩への贈物にもなっている。

島の女達が「磯に行く」のは、だから決して換金のためではなく、出郷者への心づくしのためである。同時に、外来者に対するもてなしのためでもある。

筆者が調査にいった時、町役場につとめている若者のおかあさんが、わざわざ磯にあって、うにを獲ってこられ、馳走していただいた。その「生うに」と「うに飯」のうまかったこと、その温いもてなしの仕方とともに筆者には忘れがたい思い出になっている。また、その時、別の調査の目的があって、島のある部落にいき、2人の婦人に会った。そのひとは、80歳代の高令であるにもかかわらず、磯に出ており、身内の者へ磯物をおくりとどけていた。みんな出払って、ひとり暮らしをしているのだが、磯に行くことで出郷者とつながり、それがわびしい生活を支えている感じであった。訪ねた翌日、そのおばあさんが、4キロ余りを歩いて、宿屋に塩うにをとどけてくれたのである。これが「いちげんの客」に対するもてなしの仕方だろうかと、お礼の言葉もなかった。いまひとは初老に達している人であったが、彼女には「青島底曳」の話を聞きにいったのである。彼女の父親が青島で底曳企業化に成功したと聞いたからである。彼女は心よく話してくれた。父親の往年の栄光と晩年の悲惨とを。そして父親の持船だった青島丸の写真（これは島根県温泉津で造ったもので、出雲船型の貴重な資料）までいただいた。帰りがけには、また塩うにを土産にもらった。これは、とこぶしをきざんだもので、大変美味であった。

調査冥利につきるとは全くこのことである。磯人の皆さん達者でねっ、出郷者のためばかりでなく、来島者のためにも、いつまでも磯にあって下さい、と島を去る船の中で祈らずにはいられなかった。

(長崎大学・水産学部助教授)

漁場油濁による「防除・清掃」及び「漁業被害」に係る申請手続き例

財団法人 漁場油濁被害救済基金

防除・清掃関係

— 漁場が油で汚れていませんか —

強い風が吹いたあとなど漁に利用する浜に油が打ち上ったり、海岸近くを油帯が漂流したりすることがあります。放置しておくと、漁業生産物に対する被害や沿岸に敷設した漁業施設を汚染する恐れがあります。

そこで、組合では話合いのうえ、組合員の皆さんで漂流している油の回収や、海岸に漂着した油の清掃をされることでしょうか。

そのような場合は、所要経費の多い少ないにかかわらず県漁連を通じ「油濁基金」へ被害救済の申請をすれば、防除・清掃の費用が支弁されます。

— 申請手続きは、いたって簡単です —

ここでは、海岸に漂着したオイルボールを回収した場合の清掃費の支弁についての申請手続きに必要とする書類の作成について例示します。

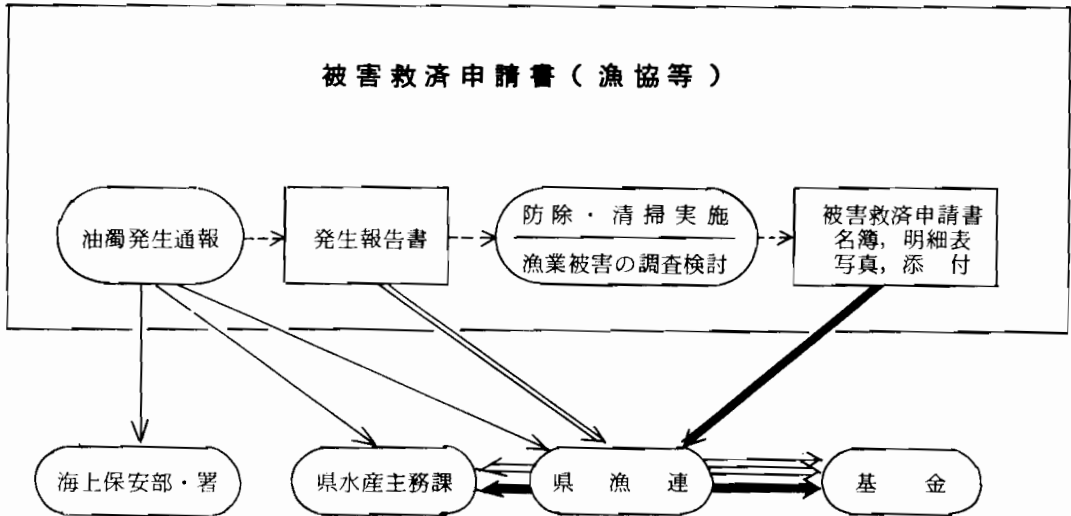
組合は被害が発生したらまず海上保安部（署）、県漁連、県水産主務課等へ被害発生を通報をします。

（記入例別添）。

申請にあたり作成する書類は次のとおりです。

1. 油濁被害の概要を記した「**漁場油濁発生報告書**」(例1)
2. 防除・清掃事業に要した経費の支弁を受けるための「**漁場油濁被害救済申請書**」(例2)
3. 防除・清掃事業実施の状況及び要した資材等を記した「**防除・清掃事業明細表**」(例3)
4. 防除・清掃事業に従事した者の氏名, 年月日, 時間等を記した「**作業従事者名簿**」(例4)

以上の通報, 書類送付の流れを図式すれば次のようになります。漁業被害の場合もこれに準じます。



なお詳細は県漁連にご相談下さい。

様式第1

漁場油濁発生報告書

例 1

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

組合名 ○ ○ ○ 漁業協同組合

組合長 ○ ○ ○ ○ ㊟

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年○月○日 ^{AM} 6時00分 _{PM}	発生場所	○○地先海岸		
漁場の状況	オイルホールが藻やゴミと共に海岸の砂浜に漂着し、漁船の揚げ降ろしや、海藻の天日干しに支障をきたした。 また、再流出して近傍の○○漁業に被害を及ぼす恐れがあった。				
関係機関への通報	○年○月○日○時○○海上保安部(署) ○年○月○日○時○○県水産課 ○年○月○日○時○○県漁業協同組合連合会○○課				
対応措置の内容	関係機関へ通報し、県水産課・県漁連職員の立ち合いのもと、現場確認した。漁協で役員会等を開催して、対策を協議した結果、○月○日より組合員を動員して、油の回収等の清掃作業を行なうことになった。				
推定原因 <small>(該当事項に印を付す)</small>	1. 船舶からの流出 2. 陸上施設からの流出 ③ 不明				
漁業被害の有無	有	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
防除清掃の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額
	無	○月○日 ○月○日	約60人	手袋, ポリ袋 灯油	約250,000円

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町

○○ 県漁業協同組合連合会

会長 ○ ○ ○ ○ ㊟

様式第2

例 2

漁場油濁被害救済申請書

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

(申請人) 組合名 ○ ○ 漁業協同組合

組合長 ○ ○ ○ ○ 印

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救 済 金 _____ 円

防 除 費 229,600 円

油濁発生日時	○ 年 ○ 月 ○ 日	AM PM	6 時 00 分	発生場所	○ ○ 町 ○ ○ 地先 海岸							
原因者 の 究 明	関係機関への通報及びその結果	○月○日○時○分海上保安部(署) 県水産課・県漁連に通報した。 同日○時、海上保安部(署)県及び県漁連職員現地調査、海上保安部(署)は油サナルの採取した										
	海上保安部(署)の捜索状況	油の性状分析の結果○○と判明、捜査中で現在のところ原因者不明。										
	推定原因(次の該当事項に○印を付す)	推定理由										
被害 対 応 措 置	1. 船舶からの流出	(注 船舶からの流出又は陸上施設からの流出の場合は、その理由を) 出来るだけ詳しく記述すること。										
	2. 陸上施設からの流出											
被害 対 応 措 置	③ 不明											
被害 対 応 措 置	オイルボールが藻やゴミと共に海岸の砂浜に漂着し、漁船の揚げ降ろしや海藻の天日干しに 支障をきたした。また再流出して近傍の○○漁業に被害を及ぼす恐れがあった。											
被害 対 応 措 置	関係機関へ通報し、県水産課、県漁連職員の立ち合いのもと現場確認した後、漁協で 役員会等を用いて、対策を協議した結果 ○月○日より2日間組合員を動員して油の回収 等の清浄作業を行った。											
漁 業 被 害 計	漁業種類	被害内容(体漁、汚染、死亡、損傷等)	被害漁業者数	単 価	数量又は日数	金 額						
防 除 の 内 容 計	労 務 費		資 材 費		漁 船、運 搬 車 費		そ の 他					
	員数	単価	日数	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額
	男36人	700円	1.5日	117,600円	手袋	40円	120枚	5,200円				
	女25人	525円	1.5日	84,000円	灯油	30円	700ℓ	21,000円				
					ポリ袋	12円	150枚	1,800円				
計	61人			201,600				28,000				

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

○ ○ ○ 県漁業協同組合連合会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

(注)理事長の定める別添資料(被害明細表)を併せて提出すること。

清掃事業明細表

〇〇県〇〇漁業協同組合

I 清掃事業の実施状況

1. 作業着手前の状況

(1) 発見時の油の状況

ア 発見日時 昭和〇年〇月〇日 午前〇時

イ 発見場所 〇〇郡〇〇村地先沿岸

ウ 油濁の状況 〇月〇日午前〇時頃当組合員が海岸に出たところ、直径約〇センチメートル大のやわらかい黒色のオイルボールが油の附着した藻等と共に、別紙図のように海岸の砂浜に巾〇メートル、長さ〇メートルの帯状となって漂着しており、漁船の上げ降ろしアラメの天日干しの作業に支障をもたらした。また再流出して〇〇漁業に被害をもたらす恐れがあった。

エ 当日の気象状況 台風〇号により〇日間時化が続いたが、当日午前〇時頃は風力〇の西風が吹き、海上は穏やかであった。

オ 油濁の確認 当日午前〇時、組合より〇〇海上保安部(署)に事故発生を通報、同時に県庁水産課、県漁連に被害の発生を報告、組合長が理事〇人と共に被害の確認に当たったところ前記オイルボール等が沿岸に漂着していた。

カ 公共機関による確認 〇月〇日〇時、〇〇海上保安部(署)、県庁水産課、町役場、県漁連の担当者が現場を確認した。

(2) 作業着手までの油の動き

打ち上ったオイルボール等は、当面移動しない状態であったが、高波がくれば再び流出の恐れがあり、又、熱に融け回収が困難となる恐れがあった。

(3) 作業着手までに措いた処置

〇月〇日油濁確認のあと、役員を招集、清掃作業の日時、場所割り、従事者割り当て等につき打合せし、その結果に基づき資材の購入、出役の動員指令を発した。

2. 作業経過

(1) 漁船、人手の作業分担

○月○日午前○時から午後○時まで作業従事者、男○人、女○人により○
から○まで距離○キロメートル、巾○メートルの海岸を清掃した。

○月○日前日に引き続き午前○時から午後○時まで作業従事者男○人、女○人
により○から○まで距離○キロメートル巾○メートルの海岸を清掃し
た(以下別図参照)。

(2) 作業の立合者 県水産課、県漁連及び油濁基金の担当者が作業に立合った。

(3) 油の排除分量 回収したオイルボールの量は約30トン(ドラム缶の本)であった。

(注) 油がゴミ等に付着して回収したオイルボールの量が測定
しがない場合にはゴミ等の総量も記載する。

(4) 排除油の処置

オイルボールは回収したゴミと共に海岸で灯油をかけ焼却し、燃えにくいも
のは再流出の恐れのないよう埋設した。

(5) 油の排除地域

別図参照

(注 図面は付近の地形等の判別のつくなるべく詳しいものを使用のこと。)

3. 作業完了時の状況

(1) 使用資材の処置 油が附着したため廃棄処分とした。

(2) 油の排除後の状況 清掃後海岸は綺麗に復旧した。

II 清掃事業に要した経費

1. 資材費

月日	区分	品名	数量	単価	購入金額又は賃 借料 ①×②	備 考
			①	②		
○月○日	購入	手袋	130ヶ	40円	5,200円	
	賃借					
○月○日	購入	灯油	700ℓ	30	21,000	
	"	ポリ袋	150ヶ	12	1,800	
計					28,000	

注 ① 品名は、採取器具、回収油入容器、手袋、ウェス、火薬等の別に記入すること。

② 購入したもので、再使用可能なものは組合にて保管し、その後の有効利用に努めること。

③ 資材を購入または賃借した場合は、領収書の写しを添付すること。

油濁基金だより

2. 作業費

ア 漁船用船費及び人件費

月 日	作業区分	漁 船			労 務				合計額 (A+B)	備 考
		隻数	単価	金額(A)	人員	単価	作業時間	金額(B)		
〇月〇日	油の回収焼却				男 6	700円	8 <small>時</small>	33,600円	96,600	
					女 15	525	4 <small>時</small>	63,000		
〇月〇日	油の回収焼却				男 30	700	4 <small>時</small>	84,000	105,000	
					女 10	525	4 <small>時</small>	21,000		
計					男 36			201,600	201,600	
					女 25					

注 ① 作業区分は、オイルフェスの展張、油処理剤散布、吸着材の投入・回収、油の汲み取り等の別に記入すること。

② 漁船の使用を伴わない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。

③ 漁船の欄は(上段)1t以上、(下段)1t未満に分けて記入する。

④ 労務費と漁船用船費の単価(毎年度改訂)

55年度の場合、労務費1時間当り男700円、女525円。漁船用船費1トン以上船1日1隻当り20,000円(4時間以下半額)、1トン未満船1日1隻当り10,500円(4時間以下半額)。

例 4

作業従事者名簿

No	氏 名	男女の別	作業実施日別			作業時間		作業時間合計	合計金額	備 考
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
			h	h	h	h	h			
合 計										

(注) 防除・清掃の作業従事者のうち、組合常勤役職員は、支弁の対象にならないので含めないこと。

(次回基金だよりにつづく予定)

昭和54年度 月別油濁被害額一覧表

区分 月	漁業被害		防除・清掃				合計	
			防除・清掃のみ		漁業被害併発 防除・清掃			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	1	2,552,623 ^円	4	3,559,560 ^円	1	9,714,808 ^円	6	15,826,991 ^円
5	-	-	4	3,485,060	1	2,874,031	5	6,359,091
6	-	-	5	3,887,218	-	-	5	3,887,218
7	-	-	7	8,819,502	-	-	7	8,819,502
8	-	-	3	12,526,666	-	-	3	12,526,666
9	-	-	4	5,804,500	-	-	4	5,804,500
10	-	-	7	6,076,990	-	-	7	6,076,990
11	-	-	10	27,946,776	-	-	10	27,946,776
12	-	-	13	30,264,884	3	109,552,281	16	139,817,165
1	-	-	3	3,884,665	1	1,091,297	4	4,975,962
2	-	-	5	6,973,625	3	130,701,800	8	137,675,425
3	-	-	3	5,356,100	2	16,167,023	5	21,523,123
計	1	2,552,623	68	118,585,546	11	270,101,240	80	391,239,409

煮干加工屋から聞いた話であるが、ときどき石油臭い煮干を作ってしまうことがあるという。勿論売りものにならない。原因は、小さなオイルボールの1つを一緒に釜ゆでしたと思われる。恐らく、沖のきれいな海で網を巻いたときまぎれ込んだオイルボールであろう。

学者の研究によると「1日放置によってマアジを着臭(油臭)させるに要する海水中の石油の濃度は0.01ppm」(「石油の海洋汚染と生物」80ページ元広輝重著日本水産資源保護協会刊行)0.01ppmという1億分の1である。魚種によって着臭の程度は異なるが、小さなオイルボール1つでイワシを着臭させるには充分である。

最近、浜を歩くたびにオイルボールに気を付けるようになった。そして驚いたことにはどんなきれいな浜に行っても、海藻やゴミが打寄せる所には、必ずといってよいほど1つや2つのオイルボールを発見するのである。日本列島は、文字通り油のなかに浮いているのではないかと思うのである。年間2億6千万キロリットル(ドラム缶にして13億本余)以上の油を輸入している日本のことだからとあきらめるわけにはいかない。煮干加工屋のなげきを終らせるよう努力したいものである。



昭和55年7月 沖縄県久高島

モ 欄

油濁から守ろう豊かな海の幸

相手のわからない油濁発生！
すばやい対応！

海上保安部、漁連へ通報を
救済申請は、油濁基金へ

(財) 漁場油濁被害救済基金

東京都千代田区内神田 2-2-1

☎ 03 (254) 7 0 3 3